

第 77 回

定時株主総会招集ご通知

日時 | 2024年8月27日（火曜日）午前10時
(受付開始予定時刻 午前9時)

場所 | 群馬県前橋市古市町一丁目50番地12
本社 2 階ホール
(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)

ご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、
第73回定時株主総会より、廃止させていただきました。

目 次

第77回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類及び計算書類	26
監査報告	48
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	53
第2号議案 監査役4名選任の件	54

証券コード1376
2024年8月9日
(電子提供措置の開始日2024年8月5日)

株 主 各 位

群馬県前橋市古市町一丁目50番地12
カネコ種苗株式会社
代表取締役社長 金子昌彦

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://www.kanekoseeds.jp/finance/general_meeting.html



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「カネコ種苗」または「コード」に当社証券コード「1376」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年8月26日（月）午後5時30分までにご行使くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年8月27日(火) 午前10時(受付開始予定時刻 午前9時)

2. 場 所 群馬県前橋市古市町一丁目50番地12
本社2階ホール

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第77期(2023年6月1日から2024年5月31日まで)事業報告・連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第77期(2023年6月1日から2024年5月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役4名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

- (1) 代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。
- (2) 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・電子提供措置事項に修正する必要が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.kanekoseeds.jp/>)に掲載させていただきます。
 - ・当日当社では、節電に努め軽装(クールビズ)にて対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
 - ・株主様へのお土産はご用意しておりません。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2024年8月27日(火曜日)
午前10時(受付開始予定時刻 午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年8月26日(月曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年8月26日(月曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

(印) 投票

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

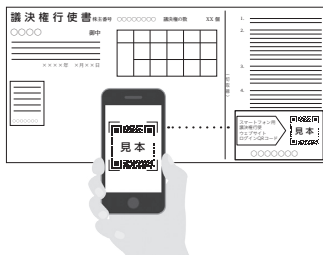
書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

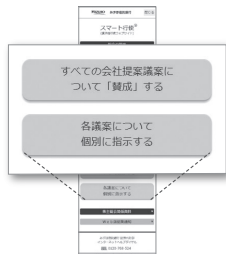
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

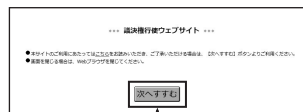
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

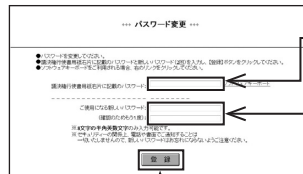
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

事業報告

(2023年6月1日から2024年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2023年6月1日～2024年5月31日）におけるわが国経済は、大企業を中心に収益状況が改善する一方、国際情勢の不安定化や円安によるエネルギーや原材料価格の高騰、人件費や物流コストの上昇が、中小企業を中心に多くの企業の経営を圧迫しております。また、個人に目を向けると、近年にない賃上げを実施する企業が多くみられるものの物価上昇も止まらず、個人消費の持ち直しには足踏みがみられる状況となりました。

国内農業の状況は、少子高齢化による食料消費の減少や農家の後継者不足等の従前からの課題に加え、国際情勢の不安定化や円安が、国内農業に大きなダメージをもたらしました。資源・穀物価格高騰に伴い肥料・飼料・資材・光熱費などのコストが上昇・高止まりするなか、青果などの生産物価格は思うように上昇しないことから、農家経営は非常に厳しい状況となっております。

このような状況のなか当社グループの業績は、売上高615億98百万円で前期比5億80百万円（0.9%）の減収となり、利益面でも、営業利益14億78百万円で前期比3億6百万円（17.2%）減、経常利益15億70百万円で前期比3億42百万円（17.9%）減、親会社株主に帰属する当期純利益11億77百万円で前期比2億48百万円（17.4%）減となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

種苗事業

種苗事業においては、カボチャやキャベツ等の野菜種子の輸出が伸長し、牧草種子関係で、飼料用トウモロコシの販売が増加したことなどから、売上高91億11百万円で前期比3.1%の増収となりました。利益面では、人件費の増加や種子品質向上のため物流保管施設を充実させたことに加え、円安に伴い仕入価格が上昇したことからコストアップとなり、セグメント利益6億91百万円で前期比19.2%減となりました。

花き事業

花き事業においては、営利栽培農家向けのユーストマ種苗及びカーネーションやカスミ草苗に加え園芸農薬が伸長しましたが、巣ごもり消費が落ち着いたことから花苗や園芸資材の販売が減少し、売上高89億51百万円で前期比2.5%の減収となり、利益面でも、セグメント利益84百万円で前期比38.0%減となりました。

農材事業

農材事業においては、前年同期は農薬の販売が価格改定前の前倒納品により、売上高・利益とも伸長した反動や、天候不順による作物の生育遅れに伴い薬剤散布も後倒しとなるなど、春先まで需要が低迷し苦戦いたしました。4月以降は天候回復とともに需要が回復して盛り返し、売上高301億99百万円で前期比0.3%の増収となり、利益面でも、セグメント利益14億50百万円で前期比0.4%増となりました。

施設材事業

施設材事業においては、原料価格高騰にスライドした農業用フィルムや鉄製品等の農業資材の価格上昇・高止まりが、生産者の節約志向や設備投資意欲の減退を招いたことなどから販売が減少し、売上高133億37百万円で前期比5.1%の減収となり、利益面でも、セグメント利益2億6百万円で前期比36.0%減となりました。

セグメント別売上高明細表

(単位：百万円)

区 分	2023年5月期 (第76期)		2024年5月期 (第77期) (当連結会計年度)		前期比 (%)
	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	
種 苗 事 業	8,836	14.2	9,111	14.8	3.1
花 き 事 業	9,178	14.8	8,951	14.5	△2.5
農 材 事 業	30,109	48.4	30,199	49.0	0.3
施 設 材 事 業	14,054	22.6	13,337	21.7	△5.1
合 計	62,179	100.0	61,598	100.0	△0.9

(2) 設備投資の状況及び資金調達の状況

当連結会計年度中の設備投資額は、6億79百万円となりました。その主なものは、盛岡支店の土地及び事務所・倉庫の取得に2億56百万円、波志江研究所の研究棟建設に1億33百万円の設備投資を実施いたしました。この取得資金は、自己資金で充当しました。

当連結会計年度において、特記すべき資金調達はありません。

(3) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境

当社は、農業分野を中心に、家庭園芸の分野などでも事業を展開しております。日本国内においては、労働人口の減少や高齢化により市場は縮小傾向にあり、食糧自給率は依然として低位で推移していることから、生産性向上及び国内生産基盤の強化への対応は当社の重要な課題となっております。また、環境意識の高まりやSDGsの浸透により消費者のニーズが多様化しているため、それらに対応した事業活動の展開が重要となります。

一方、海外においては、人口増加や生活水準の向上による食の多様化、国際紛争や世界的な気候変動による食料不足のリスクが顕在化しており、良質な種苗の安定供給を通じた食料の生産性向上や増産の重要性がますます高まっている状況です。

当社は「ハイテクと国際化」「農業関連の総合企業」「グリーン事業のトータルプランナー」の経営基本方針を掲げ、これらの課題に対処してまいります。また、当社の社会的責任を果たすべく、温室効果ガス排出抑制や廃プラスチック問題といった社会的課題に積極的に取り組み、持続可能な社会・持続可能な農業の実現に努めてまいります。

国内農業への対応

食料安全保障の観点から過度な輸入依存からの脱却が求められていることや、国民一人一人が確実に食料を入手できるシステムの構築が必要であることから、国内生産の重要性は非常に高まっております。当社では野菜種子において、収量性や耐病虫性・良食味性を備えた品種を開発・供給し、食料の安定生産へ貢献してまいります。また、生産者が安定的に収益を上げられるよう、収量性を優先しつつ省力化可能な品種や付加価値を高めたオリジナリティのある品種の開発も進めてまいります。

多くを輸入に頼る飼料についても、良質な飼料作物種子を国内で開発・販売し、市場より高い評価を得ております。国内の環境・ニーズに合致した品種を継続して開発し、自給率向上に貢献してまいります。また、当社の主力作物である緑肥作物やカバー作物（被覆作物）においては、土壌改良や肥料代替等の効果が期待されており、「みどりの食料システム戦略」が目指す持続可能な生産体制構築に向けて普及に努めてまいります。

現状の農業を鑑みますと生産性向上や省力化への対応は重要な課題であります。そのため、スマート農業の現場への実装化を進めており、ドローンによるピンポイント農薬散布、AI画像診断による病害の検出技術の開発等を実施しております。また、省力化と環境負荷軽減を両立させた生分解性資材の供給にも引き続き努めており、現場のニーズを捉え、環境へ配慮した農業を提案し、高いコスト競争力と「農業関連の総合企業」としての強みを活かし今後も国内農業に貢献してまいります。

また、園芸の分野では、「グリーン事業のトータルプランナー」として、多様化するニーズに対応した苗や園芸資材を、Eコマースを含めたあらゆるチャンネルを通して供給しております。営利栽培農家向けでは、花色や生産性に優れた品種開発を行い、各品評会において継続して高い評価を得ており、引き続き付加価値の高い品種を市場に供給してまいります。

海外農業への対応

世界的には人口増加による食料需要の増大に加え、温暖化などの気象変動により栽培環境が著しく変化し、食料不足を助長する要因となっております。こうした状況の中、野菜種子関係においては、収量性や耐病虫性を兼ね備え、東南アジアや南アジア地域に適した品種の開発を進めております。また、飼料作物については東南アジアや東アジア、花き種苗の分野においてはヨーロッパや東アジア・南米等をターゲットとし、各地域のニーズを把握し、当地の栽培環境に適した品種の開発・普及に努めております。

温暖化などの気象変動は、食料生産の面に加え、種子生産の面でもネガティブな影響を及ぼしております。地球上の異なる地域・気候を利用して採種を行うことで自然災害リスクを分散しており、より安定した種子生産体制を確立していくことも当社の重要な課題となります。積極的な設備投資を行い、採種性や種子品質の改善を継続的に実施し、「ハイテクと国際化」の経営方針のもと、海外展開をより強力に進めてまいります。

当社は環境やサステナビリティに関する社会的課題を、農業を通して解決してまいります。廃食油や廃エンジンオイルを野菜生産用の暖房機の燃料として利用できる取組みを実装化しており、また、使用済みの農業フィルムを適切に処理して油化することで、同様に暖房機の燃料として利用できるよう技術開発も進めております。こうした取組みは他業種と連携しながら実施しており、再生可能エネルギーの活用を進め、CO₂排出削減に寄与しサーキュラーエコノミーの実現を目指してまいります。今後も持続可能な未来を築き、地域社会とともに発展できるよう行動を深化させることを当社の課題としてまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

期 別 項 目	第74期 (2021年5月期)	第75期 (2022年5月期)	第76期 (2023年5月期)	第77期 (当連結会計年度) (2024年5月期)
売 上 高	60,779	60,691	62,179	61,598
経 常 利 益	1,765	1,909	1,913	1,570
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	1,436	1,302	1,426	1,177
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	123.09円	111.83円	123.63円	103.28円
総 資 産	47,452	48,932	46,707	48,682
純 資 産	21,696	22,645	23,513	24,441

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。なお、自己株式を控除した株式数を用いて算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第75期の期首から適用しており、第75期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
フィリピーナス・カネコ・シーズ・コーポレーション	100,000千円	99.9%	野菜種子の生産及び販売

(注) 特定完全子会社は、該当事項はありません。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、2024年5月31日現在1社であります。なお、当期の連結業績は、前記「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

④ 重要な企業連結等の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容 (2024年5月31日現在)

事 業	主 要 製 品
種 苗 事 業	野菜種子、牧草種子、ウイルスフリー苗及び種イモ、造園・法面工事の請負施工
花 き 事 業	花苗、家庭菜園向け野菜種苗、球根、花種子、家庭園芸用資材
農 材 事 業	農薬、被覆肥料
施 設 材 事 業	農業資材、養液栽培プラント・温室の設計・施工

(7) 主要な事業所 (2024年5月31日現在)

① 当社事業所

本	社	群馬県前橋市
東	支	東京都文京区
宇	支	栃木県宇都宮市
都	店	
宮		
熊	支	埼玉県熊谷市
谷	店	
土	支	茨城県土浦市
浦	店	
千	支	千葉県八街市
葉	店	
甲	支	山梨県中央市
府	店	
札	支	北海道札幌市
幌	店	
盛	支	岩手県盛岡市
岡	店	
仙	支	宮城県仙台市
台	店	
仙台支店	古川営業所	宮城県大崎市
仙台支店	山形営業所	山形県山形市
郡	支	福島県郡山市
山	店	
静	支	静岡県静岡市
岡	店	
名	支	愛知県名古屋市
古	店	
屋		
広	支	広島県福山市
島	店	
福	支	福岡県久留米市
岡	店	
福岡支店	長崎営業所	長崎県諫早市
熊	支	熊本県熊本市
本	店	
都	支	宮崎県都城市
城	店	
都城支店	宮崎営業所	宮崎県宮崎市
都城支店	鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市
鹿		
児		
島		
くにさだ	育種農場	群馬県伊勢崎市
波	志江研究所	群馬県伊勢崎市
宮	崎育種農場	宮崎県小林市

② 連結子会社の事業所

フィリピーナス・カネコ・シーズ・コーポレーション

フィリピン

(8) 従業員の状況（2024年5月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
種 苗 事 業	310名	17名増
花 き 事 業	74	－
農 材 事 業	130	2名減
施 設 材 事 業	104	－
全 社（ 共 通 ）	83	1名増
合 計	701	16名増

(注) 全社（共通）として記載している従業員数は、管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
645名	17名増	41.3歳	12.7年

(9) 主要な借入先の状況（2024年5月31日現在）

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年5月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 19,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,772,626株 (自己株式 406,290株含む)
- (3) 株主数 4,711名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	858千株	7.55%
株 式 会 社 あ か ぎ 興 業	593	5.23
株 式 会 社 群 馬 銀 行	490	4.32
カネコ種苗従業員持株会	361	3.18
株 式 会 社 東 和 銀 行	310	2.74
金 子 信 子	305	2.69
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信託口)	223	1.96
金 子 和 代	220	1.94
金 子 教 子	211	1.86
カネコ種苗みどり会	206	1.82

- (注) 1. 当社は、自己株式を406,290株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 「株式給付信託 (BBT)」の信託財産として信託が保有する当社株式66,600株は、自己株式には含めておりません。
- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年5月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	金子 昌彦	企画推進室担当
専務取締役	長谷 浩克	管理部門・コンプライアンス・IT推進担当
専務取締役	伊藤 一貴	農材・施設材担当
常務取締役	宮下 毅	種苗担当
取締役	榛澤 英昭	くにさだ育種農場長、波志江研究所担当
取締役	山口 勇	花き園芸部長、花き育種研究室担当
取締役	丸山 和貴	弁護士 佐田建設株式会社 社外監査役
取締役	山口 恵美子	社会保険労務士 行政書士
取締役	竹下 裕理	フリーアナウンサー
常勤監査役	樺 沢 均	
監査役	加藤 真一	公認会計士 税理士法人加藤会計事務所 代表社員 株式会社東和銀行 社外監査役
監査役	細野 初男	
監査役	高井 研一	株式会社コシダカホールディングス 社外取締役

- (注) 1. 2023年8月25日開催の第76回定時株主総会において竹下 裕理氏が新たに取締役に選任され、取締役内田 武氏が退任いたしました。
2. 取締役丸山 和貴、山口 恵美子、竹下 裕理の3氏は、社外取締役であります。
3. 監査役加藤 真一、細野 初男、高井 研一の3氏は、社外監査役であります。
4. 取締役丸山 和貴、山口 恵美子、竹下 裕理及び監査役加藤 真一、細野 初男、高井 研一の6氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役加藤 真一、監査役高井 研一の両氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役加藤 真一氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役高井 研一氏は、金融機関で長年にわたる経験を有しております。

6. 当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
7. 取締役竹下 裕理氏の戸籍上の氏名は河瀬 裕理であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、任意の指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、個々の職責等を考慮しながら、株主総会で決議された取締役の報酬限度額の範囲において総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、株式報酬とし、具体的には、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に導入した株式報酬制度（役員株式給付信託（BBT））によるものとする。当該制度に基づく給付は、役員株式給付規程に基づき役位毎に設定されたポイントを毎年付与し、取締役退任後に、退任時まで付与されたポイント数に応じた当社株式を給付するものとする。役位毎のポイントの数は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会にて決定することとする。この指名・報酬委員会は過半数を独立社外取締役に構成されるものとする。

退任時ポイント数＝役位別ポイント×取締役在任期間

※役位が変更になった場合には役位在任期間毎に算出されるポイントを積算する

4. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
業務執行取締役の種類別の報酬割合については、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会にて決定することとする。この指名・報酬委員会は過半数を独立社外取締役に構成されるものとする。
5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会にて決定することとする。また取締役会は取締役会決議をもって各取締役の報酬等の決定を社長に一任することができる。上記の委任をうけた社長は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、これを決定する。この指名・報酬委員会は過半数を独立社外取締役に構成されるものとする。
- ② 監査役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
監査役の報酬については、株主総会で決議された監査役の報酬限度額の範囲内で、監査役の協議に一任されております。
- ③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の種類別の総額（千円）		報酬等の総額（千円）
		金 銭 報 酬	非 金 銭 報 酬 （ 株 式 報 酬 ）	
取 締 役 （うち社外取締役）	10名 (4)	140,430 (11,550)	17,379	157,809 (11,550)
監 査 役 （うち社外監査役）	4名 (3)	21,600 (10,800)	—	21,600 (10,800)
計 （うち社外役員）	14名 (7)	162,030 (22,350)	17,379	179,409 (22,350)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2021年8月27日開催の第74回定時株主総会において月額25百万円以内（うち社外取締役分2百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は3名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2019年8月27日開催の第72回定時株主総会において当社の取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」の導入を決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（社外取締役を除く）です。その内容は、当社株式の取得の原資とするために当社が拠出する信託財産の上限を3事業年度ごとに180百万円とし、取締役（社外取締役を除く）に対するポイント付与上限数を3事業年度ごとに75千ポイントとすることとなっております。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2021年8月27日開催の第74回定時株主総会において月額3百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

4. 非金銭報酬（株式報酬）については、2019年8月27日開催の第72回定時株主総会決議において導入した株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」に基づき、当事業年度中に費用計上した金額を記載しております。割当ての際の条件等は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役会は、代表取締役社長企画推進室担当金子 昌彦に対し各取締役の報酬等の額の決定を一任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任をうけた代表取締役社長は、過半数を独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会の答申を踏まえ、各取締役の報酬等の額を決定しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況

氏名	重要な兼職先	兼職の内容	重要な兼職先と当社との関係
丸山和貴	佐田建設株式会社	社外監査役	種苗事業と取引関係がありますが、一般の取引条件と同様のものです。

イ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会等への出席状況	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
丸山和貴	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員として、取締役会による報酬等に関する意思決定プロセスの透明性・客観性を高め、コーポレートガバナンス体制をより強化するため、積極的に発言を行っております。
山口恵美子	当事業年度開催の取締役会16回のうち14回に出席しております。	主に社会保険労務士・行政書士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員として、取締役会による報酬等に関する意思決定プロセスの透明性・客観性を高め、コーポレートガバナンス体制をより強化するため、積極的に発言を行っております。
竹下裕理	2023年8月25日就任以降、当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席しております。	主にフリーアナウンサー・野菜ソムリエ上級プロとしての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 また、当社商材の普及活動について、積極的に発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

② 社外監査役に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況

氏名	重要な兼職先	兼職の内容	重要な兼職先と当社との関係
加藤 真一	税理士法人 加藤会計事務所	代表社員	当社との取引関係はありません。
	株式会社東和銀行	社外監査役	当社の主要な取引先銀行であります。
高井 研一	株式会社コシダカ ホールディングス	社外取締役	当社との取引関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会等への出席状況	主な活動状況
加藤 真一	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会22回の全てに出席しております。	主に公認会計士としての専門的見地から、当社の経理システム、監査基準などについて、適宜発言を行っております。
細野 初男	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会22回の全てに出席しております。	主に豊富な行政経験に基づき、必要な発言を適宜行っております。
高井 研一	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会22回の全てに出席しております。	主に豊富な経験と企業経営の見識に基づき、必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

③ 社外役員の意見

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。その概要は以下のとおりであります。

① 被保険者の範囲

当社の取締役、監査役、執行役員

② 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額当社負担としており、被保険者の実質的な負担割合はありません。

③ 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者の業務に起因した損害賠償請求により被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用等）について填補されます。

④ 役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

違法行為による損害について填補されない旨の免責条項が付されております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額	31,500千円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に対し支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記①の金額にこれらを合計額で記載しております。

2. 監査役会は以下の検証の結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

- ・前事業年度の監査実績及び当事業年度の監査計画に係る監査日数・人員の適切性
- ・監査計画の内容分析と職務執行状況の適正性
- ・監査報酬の見積り金額に係る算出根拠の妥当性

3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、会計監査人の監査の適切性や妥当性などの評価を評価基準書に基づき実施し、再任若しくは不再任の検討を行います。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの最高責任機関を取締役会とし、各部門毎に統括責任者と担当者を設置する。

コンプライアンスの推進については、「コンプライアンス規程・行動基準」を制定し、役員及び社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。

また、通報や相談ができる制度として「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、役員及び社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、ホットラインを通じて報告しなければならない。会社は、報告内容を秘守し、通報者に対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いも行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。

また、情報の管理については、情報セキュリティに関するガイドラインや、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程に基づき、リスク管理を行うこととし、リスク管理の最高責任機関を取締役会とし、総務部を統括部門とする。

具体的には、各部門をリスク管理の実践部門とし、日常的モニタリングの実施や内部統制の運用状況の確認、不備等の把握を行うものとする。それに加え、リスク管理委員会を随時開催し、重要事案への対応や平時の会社が抱えるリスクの評価と対応を実施する。さらに、突発的なリスクが顕在化し、全社的な対応が必要である場合は、社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、常務会を随時開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ各事業年度予算を立案し、全体的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社は、当社の「関係会社管理規程」に基づき、その職務の執行状況及び重要な事項の報告を行う。当社は、当該報告を「関係会社管理規程」に基づき、承認事項、協議事項、報告事項に分類して取り扱う。
- ⑥ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社の事業を取巻く様々なリスクの顕在化の未然防止または最小化のために、適切な会議等を必要に応じ開催し、リスクの把握及び適切な対策を講じる。また、子会社の取締役及び当社の担当部署は、子会社の経営に重大な損害を及ぼすおそれのある事実を把握した場合には、その内容を直ちに当社取締役会に報告する。
- ⑦ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、各子会社について社内の担当部署を定め、子会社の営業方針、経営の合理化、年度経営方針案、中・長期計画、資金計画等について必要に応じて、適切な指導、育成を行う。
- ⑧ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、企業グループ各社にコンプライアンス統括責任者を設置する。また、グループ共通の「コンプライアンス規程・行動基準」を策定するとともに、相談・通報体制の範囲をグループ全体とする。
- ⑨ その他当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社の業務監査、会計監査人による会計監査、監査役による監査役監査は、必要に応じて当社の各部署の監査に準じて行い、子会社の業務の適正を確保する。
なお、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
- ⑩ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、監査役の同意を得ることとする。
また、当該使用人の人事異動・人事考課・懲戒に関しては、監査役の同意を得ることとする。
当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役の職務の補助における指揮命令権は監査役が有する。

- ⑪ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項

当社及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。

また、常勤監査役は、取締役会・役員会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じて常務会・経営会議・リスク管理委員会・コンプライアンス担当者会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人にその説明を求めることとする。

- ⑫ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いも行わない。

- ⑬ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生じる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還や、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じて速やかに当該費用の前払いや債務の弁済を行う。

- ⑭ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は監査方針に基づいて必要に応じ内部監査への立会いを実施し、監査の有効性・実効性を高める。また、内部監査報告書は社長と監査役及び取締役会に報告され、相互の情報交換を行うなどの連携を図る。また、監査役が会計監査人による監査への立会い等を実施したり、また四半期ごと、その他必要に応じて会計監査人と意見交換を行うなど、監査役と会計監査人で連携をして、監査の実効性を高める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① リスク管理体制

日常的モニタリングの実施や内部統制の運用状況の確認、内部監査などの実施により不備やリスクの把握を行ったほか、重要事案への対応や平時の会社が抱えるリスクの評価と対応を実施するリスク管理委員会を開催いたしました。

不祥事等のリスク発生を未然に防止するため、社長室に内部監査担当者を置き、各部署の業務執行の状況を監査し、また、コンプライアンスの強化に関しては、社内教育により徹底を図るとともに、各部署ごとに総括責任者及び担当者を任命し、コンプライアンス状況を点検するため、各部署の状況に適応したチェックリストの作成、点検をしております。

加えて、情報セキュリティ強化のため、電子メール管理、パソコン操作履歴管理、アクセス制限、データ暗号化等の手法を導入し、情報漏洩リスクの軽減に努めております。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われていることの確保並びに取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会を開催いたしました。また、取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、常務会等を開催いたしました。また、コンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、コンプライアンス担当者会議等の研修を開催するとともに、各部署に責任者を任命し、各部署の状況に適応したチェックリストの作成、点検などを行っております。また、社員等が通報や相談ができる制度として社内外に「コンプライアンス・ホットライン」を設置して運用しております。

③ 当社企業グループにおける業務の適正の確保

企業グループ各社からは、毎月概況について報告を受けるほか、半期ごとに取締役会で状況報告しております。

加えて、監査役監査や内部監査を子会社にも実施することでモニタリングを行い、業務の適正を確保しております。なお、経営については、その自主性を尊重しつつ、重要な案件については事前協議等を行っております。

④ 監査役が実効的に行われていることの確保等

監査役は、社長と半期に一度、定期的に会合の機会を設け意見交換を実施しているほか、会計監査人と四半期ごと、その他必要に応じて意見交換を行うとともに、内部監査担当者と連携して監査を実施しております。また、常勤監査役は、取締役会・役員会やその他の重要な会議に出席するほか、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧するなどして監査の実効性を確保しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2024年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	38,411,849	流 動 負 債	23,098,142
現金及び預金	3,599,397	買掛金	21,071,489
受取手形及び売掛金	20,070,658	未払法人税等	121,142
電子記録債権	1,754,644	その他	1,905,509
商 品	10,418,295	固 定 負 債	1,142,509
未 収 入 金	2,199,467	退職給付に係る負債	749,268
そ の 他	391,370	役員株式給付引当金	82,942
貸倒引当金	△21,984	そ の 他	310,298
固 定 資 産	10,270,673	負 債 合 計	24,240,651
有 形 固 定 資 産	7,089,293	(純 資 産 の 部)	
建物及び構築物	2,459,650	株 主 資 本	23,104,608
土 地	4,231,587	資 本 金	1,491,267
そ の 他	398,055	資 本 剰 余 金	1,765,224
無 形 固 定 資 産	609,003	利 益 剰 余 金	20,541,739
投 資 其 他 の 資 産	2,572,376	自 己 株 式	△693,622
投資有価証券	2,077,934	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,336,985
繰延税金資産	13,783	その他有価証券評価差額金	891,253
そ の 他	504,828	為替換算調整勘定	42,611
貸倒引当金	△24,170	退職給付に係る調整累計額	403,120
資 産 合 計	48,682,522	非 支 配 株 主 持 分	276
		純 資 産 合 計	24,441,871
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	48,682,522

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2023年6月1日から
2024年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		61,598,847
売上原価		52,142,060
売上総利益		9,456,787
販売費及び一般管理費		7,977,878
営業利益		1,478,908
営業外収益		
受取利息及び配当金	62,722	
その他	93,308	156,030
営業外費用		
支払利息	14,479	
その他	49,985	64,464
経常利益		1,570,474
特別損失		
固定資産処分損失	1,593	
減損損失	61,794	63,387
税金等調整前当期純利益		1,507,086
法人税、住民税及び事業税	336,328	
法人税等調整額	△6,973	329,354
当期純利益		1,177,732
非支配株主に帰属する当期純利益		32
親会社株主に帰属する当期純利益		1,177,699

連結株主資本等変動計算書

(2023年6月1日から
2024年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,491,267	1,765,224	19,721,047	△477,057	22,500,481
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△357,007		△357,007
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,177,699		1,177,699
自己株式の取得				△216,564	△216,564
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	—	820,692	△216,564	604,127
当 期 末 残 高	1,491,267	1,765,224	20,541,739	△693,622	23,104,608

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	956,629	2,373	54,087	1,013,089	262	23,513,832
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				—	—	△357,007
親会社株主に帰属する 当期純利益				—	—	1,177,699
自己株式の取得				—	—	△216,564
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△65,375	40,238	349,032	323,896	14	323,910
当期変動額合計	△65,375	40,238	349,032	323,896	14	928,038
当 期 末 残 高	891,253	42,611	403,120	1,336,985	276	24,441,871

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連 結 注 記 表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

1社

フィリピーナス・カネコ・シーズ・コーポレーション

(2) 非連結子会社の数及び名称

1社

カネコ・シーズ・タイランド・カンパニー・リミテッド

(3) 非連結子会社を連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数 ー社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称

カネコ・シーズ・タイランド・カンパニー・リミテッド

(3) 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は、次のとおりであります。

会社名	決算日
フィリピーナス・カネコ・シーズ・コーポレーション	3月31日

※ 連結計算書類の作成にあたっては、フィリピーナス・カネコ・シーズ・コーポレーションは同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

② 棚卸資産

商 品……………主として総平均法による原価法

ただし、ミニチューバー（種イモ）関係のうちマイクロチューバーについては先入先出法による原価法

未成工事支出金……………個別法による原価法

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く） ただし、1998年4月1日以降に取得の建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得の建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

② 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

③ リ ー ス 資 産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員株式給付引当金

当社の取締役に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

③ 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち、翌期以降に損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事については、損失見積額を計上しております。なお、当連結会計年度末においては、工事損失引当金の計上はありません。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

イ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

② 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な取引における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点) は以下のとおりであります。なお、対価については履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素には含まれておりません。

ア. 商品に係る収益

商品の販売に係る収益については、主に種苗の生産・販売、花き園芸用品、農薬・被覆肥料の販売、農業資材の販売が含まれ、これらの約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、商品の仕入販売におけるリベート又は仮価格による取引については、商品取引時に取引対価の変動部分の金額を見積もり、売上高及び売上原価から控除しております。

また、返品される可能性のある商品販売取引については、収益を認識する際に予想される返品に関して、変動対価に関する定めに従って販売時に収益を認識せずに、返金負債を計上しております。

イ. 工事契約に係る収益

工事契約に係る収益については、主に造園・法面工事の請負施工及び養液栽培プラント・温室の設計施工が含まれ、工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、原価比例法を用いて履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき完成工事高及び完成工事原価を一定の期間にわたり認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(追加情報)

(株式報酬制度「株式給付信託 (BBT) 」)

当社は、2019年8月27日開催の第72回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、同じ。）に対する株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して当社が定める役員株式給付規程にしたがって、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

当社は、本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は96,404千円、株式数は66,600株であります。

II 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産	現金及び預金	34,500千円
	土地・建物	769,662千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		5,833,500千円

Ⅲ 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
群馬県前橋市	倉庫	建物	51,665千円
福島県郡山市	事務所	建物	5,737千円
福島県郡山市	看板	構築物	177千円
福岡県久留米市	事務所	建物	1,504千円
福岡県久留米市	フォークリフト	リース資産	2,709千円
合計	-	-	61,794千円

当社グループは、拠点別に資産をグループ化し、賃貸資産・遊休資産については、物件ごとにグルーピングを行っております。

上記の倉庫については、建物の解体撤去の意思決定をしたことから、帳簿価額を回収可能価額である正味売却価額まで減額し、当該減少額（51,665千円）を減損損失として特別損失に計上しております。

上記「福島県郡山市」及び「福岡県久留米市」所在の建物、構築物、リース資産については、それぞれ郡山支店及び福岡支店の資産にグルーピングしておりますが、当該支店は収益性の低下がみられたことから、各資産の帳簿価額を回収可能価額である使用価値まで減額し、当該減少額（10,129千円）を減損損失として特別損失に計上しております。

IV 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式及び自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	株式の種類	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末株式数
発行済株式	普通株式	11,772,626	－	－	11,772,626
自己株式	普通株式	256,218	150,072	－	406,290

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加150,072株は、単元未満株式の買取による増加72株、2024年1月19日開催の取締役会において決議した自己株式取得による増加150,000株であります。

2. 「株式給付信託 (BBT)」の信託財産として信託が保有する当社株式66,600株は、上記自己株式には含めておりません。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年8月25日 定時株主総会	普通株式	230,328	20	2023年5月31日	2023年8月28日
2024年1月5日 取締役会	普通株式	126,679	11	2023年11月30日	2024年2月5日

(注) 1. 2023年8月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」が保有している当社株式に対する配当金1,332千円が含まれております。

2. 2024年1月5日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」が保有している当社株式に対する配当金732千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年8月27日 定時株主総会	普通株式	250,059	利益剰余金	22	2024年5月31日	2024年8月28日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」が保有している当社株式に対する配当金1,465千円が含まれております。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、基本的に預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については、銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金や電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状態を随時把握することにより、その低減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業等の株式であります。主に上場株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されておりますが、基本的にリスクの低い短期のものに限定しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年5月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
その他有価証券	1,944,208	1,944,208	—

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」、については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「その他有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (2024年5月31日)
非上場株式	133,725千円

3. 金融債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,599,397	—	—	—
受取手形及び売掛金	20,070,658	—	—	—
電子記録債権	1,754,644	—	—	—
合計	25,424,700	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,944,208	—	—	1,944,208
資産計	1,944,208	—	—	1,944,208

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

VI 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当連結会計年度（2023年6月1日から2024年5月31日まで）

(単位：千円)

	種苗事業	花き事業	農材事業	施設材事業	合計
一時点で移転される財	9,111,363	8,951,259	30,199,133	13,337,090	61,598,847
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	9,111,363	8,951,259	30,199,133	13,337,090	61,598,847
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	9,111,363	8,951,259	30,199,133	13,337,090	61,598,847

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 ②収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

- (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	44,361
契約負債（期末残高）	57,388

(注) 契約負債は、履行義務の充足前に対価を受領しているものです。当連結会計年度期首時点で保有していた契約負債に関しては、主に当連結会計年度の収益として認識しております。

- (2) 当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

Ⅶ 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,163円02銭
 2. 1株当たり当期純利益 103円28銭

(注) 1. 「株式給付信託 (BBT)」の信託財産として信託が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております (当連結会計年度66,600株)。

また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当連結会計年度66,600株)。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	1,177,699千円
普通株主に帰属しない金額	－ 千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	1,177,699千円
普通株式の期中平均株式数	11,402,797株

Ⅷ その他の注記

本計算書類中の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	37,940,978	流動負債	23,072,606
現金及び預金	3,399,993	買掛金	21,062,397
受取手形及び売掛金	19,989,815	リース債務	33,480
電子記録債権	1,754,644	未払金	120,861
商成品	10,245,206	未払費用	999,896
未成工事支出金	37,587	未払法人税等	118,345
貯蔵品	1,239	未払消費税等	154,787
未収入金	2,199,467	前受金	57,388
返品資産	130,327	返金負債	481,501
その他	204,696	その他	43,947
貸倒引当金	△22,000	固定負債	1,703,400
固定資産	10,501,473	リース債務	65,872
有形固定資産	7,059,445	退職給付引当金	1,310,159
建物	2,204,877	役員株式給付引当金	82,942
構築物	248,398	長期預り保証金	112,163
機械及び装置	47,952	その他	132,263
車両運搬具	10,280	負債合計	24,776,007
工具、器具及び備品	145,606	(純資産の部)	
土地	4,231,587	株主資本	22,775,190
リース資産	90,241	資本金	1,491,267
建設仮勘定	80,499	資本剰余金	1,765,264
無形固定資産	609,003	資本準備金	1,751,682
電話加入権	11,922	その他資本剰余金	13,581
リース資産	6,401	利益剰余金	20,212,280
ソフトウェア	543,834	利益準備金	290,475
その他	46,845	その他利益剰余金	19,921,805
投資その他の資産	2,833,023	従業員福利施設積立金	24,000
投資有価証券	2,062,033	別途積立金	17,610,000
関係会社株式	95,741	繰越利益剰余金	2,287,805
出資金	31,482	自己株式	△693,622
差入保証金	401,051	評価・換算差額等	891,253
繰延税金資産	205,604	その他有価証券評価差額金	891,253
その他	61,280	純資産合計	23,666,444
貸倒引当金	△24,170	負債及び純資産合計	48,442,451
資産合計	48,442,451		

損益計算書

(2023年6月1日から
2024年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		61,128,540
売上原価		51,953,390
売上総利益		9,175,150
販売費及び一般管理費		7,754,295
営業利益		1,420,854
営業外収益		
受取利息及び配当金	88,869	
その他の	84,282	173,152
営業外費用		
支払利息	14,479	
その他の	47,234	61,713
経常利益		1,532,293
特別損失		
固定資産処分損失	1,593	
減損	61,794	63,387
税引前当期純利益		1,468,905
法人税、住民税及び事業税	320,145	
法人税等調整額	△11,090	309,055
当期純利益		1,159,850

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2023年6月1日から
2024年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
					従業員福利 施設積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,491,267	1,751,682	13,581	1,765,264	290,475	24,000	17,610,000	1,484,962	19,409,437
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当				-				△357,007	△357,007
当 期 純 利 益				-				1,159,850	1,159,850
自己株式の取得				-					-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				-					-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	-	802,842	802,842
当 期 末 残 高	1,491,267	1,751,682	13,581	1,765,264	290,475	24,000	17,610,000	2,287,805	20,212,280

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△477,057	22,188,911	956,629	956,629	23,145,540
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△357,007		-	△357,007
当 期 純 利 益		1,159,850		-	1,159,850
自己株式の取得	△216,564	△216,564		-	△216,564
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		-	△65,375	△65,375	△65,375
当 期 変 動 額 合 計	△216,564	586,278	△65,375	△65,375	520,903
当 期 末 残 高	△693,622	22,775,190	891,253	891,253	23,666,444

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式……………総平均法による原価法
- (2) その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
市場価格のない株式等
総平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品……………総平均法による原価法
ただし、ミニチューバー（種イモ）関係のうちマイクロチューバーについては先入先出法による原価法
- (2) 未成工事支出金……………個別法による原価法
- (3) 貯蔵品……………最終仕入原価法
（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産……………定率法
（リース資産を除く） ただし、1998年4月1日以降に取得の建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得の建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～50年
構築物	10～20年
- (2) 無形固定資産……………定額法
（リース資産を除く）
- (3) リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次事業年度から費用処理しております。

(3) 役員株式給付引当金

当社の取締役に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

(4) 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末における手持工事のうち、翌期以降に損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事については、損失見積額を計上しております。なお、当事業年度末においては、工事損失引当金の計上はありません。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な取引における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。なお、対価については履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素には含まれておりません。

(1) 商品に係る収益

商品の販売に係る収益については、主に種苗の生産・販売、花き園芸用品、農薬・被覆肥料の販売、農業資材の販売が含まれ、これらの約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、商品の仕入販売におけるリベート又は仮価格による取引については、商品取引時に取引対価の変動部分の金額を見積もり、売上高及び売上原価から控除しております。

また、返品される可能性のある商品販売取引については、収益を認識する際に予想される返品に関して、変動対価に関する定めに従って販売時に収益を認識せずに、返金負債を計上しております。

(2) 工事契約に係る収益

工事契約に係る収益については、主に造園・法面工事の請負施工及び養液栽培プラント・温室の設計施工が含まれ、工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、原価比例法を用いて履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき完成工事高及び完成工事原価を一定の期間にわたり認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(追加情報)

(株式報酬制度「株式給付信託 (BBT) 」)

当社は、2019年8月27日開催の第72回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、同じ。）に対する株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して当社が定める役員株式給付規程にしたがって、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

当社は、本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額は96,404千円、株式数は66,600株であります。

II 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産	現金及び預金	34,500千円
	土地・建物	769,662千円
2. 関係会社に対する	短期金銭債権	21,601千円
	長期金銭債権	15,000千円
	短期金銭債務	29,259千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額		5,668,142千円

III 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	売上高	47,701千円
	仕入高	99,022千円
	営業取引以外の取引高	27,073千円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
群馬県前橋市	倉庫	建物	51,665千円
福島県郡山市	事務所	建物	5,737千円
福島県郡山市	看板	構築物	177千円
福岡県久留米市	事務所	建物	1,504千円
福岡県久留米市	フォークリフト	リース資産	2,709千円
合計	—	—	61,794千円

当社は、拠点別に資産をグループ化し、賃貸資産・遊休資産については、物件ごとにグルーピングを行っております。

上記の倉庫については、建物の解体撤去の意思決定をしたことから、帳簿価額を回収可能価額である正味売却価額まで減額し、当該減少額（51,665千円）を減損損失として特別損失に計上しております。

上記「福島県郡山市」及び「福岡県久留米市」所在の建物、構築物、リース資産については、それぞれ郡山支店及び福岡支店の資産にグルーピングしておりますが、当該支店は収益性の低下がみられたことから、各資産の帳簿価額を回収可能価額である使用価値まで減額し、当該減少額（10,129千円）を減損損失として特別損失に計上しております。

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	256,218	150,072	—	406,290

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加150,072株は、単元未満株式の買取りによる増加72株、2024年1月19日開催の取締役会において決議した自己株式取得による増加150,000株であります。
2. 「株式給付信託 (BBT)」の信託財産として信託が保有する当社株式66,600株は、上記自己株式には含めておりません。

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	14,081
未払賞与損金算入限度超過額	140,712
退職給付引当金超過額	399,598
未払事業税	17,451
賞与未払法定福利費否認額	20,388
棚卸資産評価損否認額	7,731
役員退職金未払金	22,791
役員株式給付引当金繰入否認額	25,297
土地減損損失否認額	41,219
返金負債	146,857
その他	59,904
繰延税金資産小計	896,034
評価性引当額	△14,425
繰延税金資産合計	881,608
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△391,125
未収入金	△234,240
返品資産	△39,750
その他	△10,888
繰延税金負債合計	△676,003
繰延税金資産の純額	205,604

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

Ⅵ 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表 Ⅴ収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

Ⅶ 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,094円42銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 101円72銭 |

(注) 1. 「株式給付信託 (BBT)」の信託財産として信託が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております (当事業年度66,600株)。

また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当事業年度66,600株)。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	1,159,850千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純利益	1,159,850千円
普通株式の期中平均株式数	11,402,797株

Ⅷ その他の注記

本計算書類中の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年7月23日

カネコ種苗株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 正 貴
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川口 宗 夫

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、カネコ種苗株式会社の2023年6月1日から2024年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カネコ種苗株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年7月23日

カネコ種苗株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 正 貴
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川口 宗 夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カネコ種苗株式会社の2023年6月1日から2024年5月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年6月1日から2024年5月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年7月24日

カネコ種苗株式会社 監査役会
常勤監査役 榊 沢 均 ㊞
社外監査役 加 藤 真 一 ㊞
社外監査役 細 野 初 男 ㊞
社外監査役 高 井 研 一 ㊞

以 上

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分及び期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

1株につき金22円 総額250,059,392円

なお、これにより、中間期末の剰余金配当11円と合わせた年間配当金は、1株につき33円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年8月28日

第2号議案 監査役4名選任の件

監査役4名全員が、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、山口 勇氏は、現在、当社取締役であります。本定時株主総会終結の時をもって辞任する予定であります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	※ やまぐち いさむ 山口 勇 (1958年6月21日)	1977年4月 当社入社 1997年12月 当社川崎支店長代理 2010年4月 当社花き園芸部部长代理 2017年4月 当社花き園芸部部长 2017年8月 当社取締役花き園芸部長、花き育種研究室担当 (現在)	5,700株
	(監査役候補者の選任理由) 山口 勇氏は、川崎支店立ち上げに尽力し、また、長年にわたり当社の花き部門に従事するなど豊富な経験と実績を有し、当社の業務に精通しております。また、2017年から取締役として会社経営に携わっております。こうした経験や識見を活かし、監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査役候補者といたしました。		
2	かとう しんいち 加藤 真一 (1974年8月6日)	2000年10月 中央青山監査法人入所 2004年6月 公認会計士登録 2005年10月 税理士登録 2012年1月 税理士法人加藤会計事務所代表社員 (現在) 2012年5月 当社一時監査役 2012年8月 当社監査役 (現在) 2014年6月 株式会社東和銀行社外監査役 (現在)	13,289株
	(監査役候補者の選任理由) 加藤 真一氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い識見を有しております。こうした経験や識見を引き続き当社経営の監査に活かしていただくため、監査役候補者といたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	ほその はつお 細野 初男 (1951年11月25日)	1975年 4 月 群馬県庁入庁 2007年 8 月 群馬県総務部財政課長 2009年 4 月 群馬県企画部長 2012年 4 月 前橋市副市長 2016年 8 月 当社監査役 (現在)	0株
(監査役候補者の選任理由) 細野 初男氏は、群馬県財政課長、企画部長を歴任され、群馬県庁退職後は前橋市副市長として、市長の補佐や所内の各種委員会委員長や県と市の調整役をされるなど幅広い識見を有しております。直接企業経営に関与された経験はありませんが、こうした経験や識見を引き続き当社経営の監査に活かしていただくため、監査役候補者といたしました。			
4	※ こいたばし しんや 小坂橋 信也 (1961年3月28日)	1984年 4 月 株式会社群馬銀行入行 2007年 8 月 同行監査部主任検査役 2008年 6 月 同行県庁支店副支店長 2010年 2 月 同行個人金融資産部副部長 2012年 6 月 同行県庁支店長 2014年 6 月 同行法人部長 2016年 6 月 同行総務部長 2017年 6 月 同行執行役員総務部長 2019年 6 月 同行常務執行役員総務部長 2020年 6 月 同行常勤監査役 2024年 6 月 群馬振興株式会社代表取締役社長 (現在) 2024年 6 月 群馬中央倉庫株式会社代表取締役社長 (現在)	0株
(監査役候補者の選任理由) 小坂橋 信也氏は、金融機関において常勤監査役を経験され、また総務部門、監査部門、営業部門に携わるなど、豊富な経験と幅広い識見を有しております。こうした経験や識見を活かし、適切な監査を実施していただけるものと判断し、監査役候補者といたしました。			

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 加藤 真一、細野 初男、小坂橋 信也の3氏は、社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所に對して、独立役員として届け出ております。
4. 加藤 真一氏の社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、12年3ヶ月となります。細野 初男氏の社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、8年となります。
5. 責任限定契約について
当社は、社外監査役として期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結できる旨を定款で定めております。当社は加藤 真一、細野 初男の両氏との間で、責任限定契約を締結しておりますが、両氏が再任された後は、当社は両氏との当該契約を継続する予定であり、また、小坂橋 信也氏が選任され就任された後は、当該契約を締結する予定であります。その契約は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとするという内容であります。
6. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の業務に起因した損害賠償請求により被る損害を当該保険契約によって填補することとしております（但し、違法行為による損害賠償請求を除く）。再任の候補者が監査役に選任され就任した場合は引き続き当該保険契約の被保険者となり、新任の候補者が監査役に選任され就任した場合は新たに当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

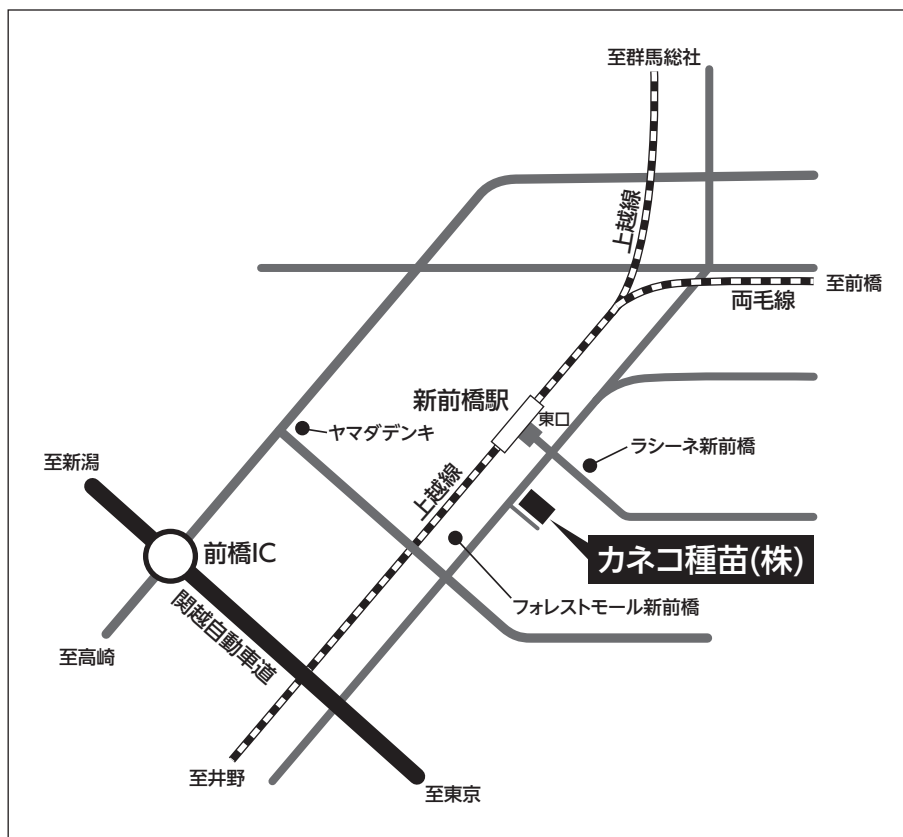
以 上

株主総会会場のご案内図

群馬県前橋市古市町一丁目50番地12

本社2階ホール

TEL 027-251-1617 (代)



(新前橋駅より徒歩5分)



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。